

告 示

埼玉県告示第二百六号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第四項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 名称 笹目川特定都市河川流域
- 二 区域 埼玉県さいたま市及び戸田市の区域のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 笹目川特定都市河川

名称		区間
笹目川	左岸 さいたま市南区白幡四丁目一六七番の 一地先 右岸 さいたま市南区白幡五丁目一五〇七番の 七地先	
	荒川への合流点	下流端

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示に係る特定都市河川流域については、令和九年三月三十一日までの間は、特定都市河川浸水被害対策法第三十条から第四十三条までの規定は、適用しない。